

専決処分第 6 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決する。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

四万十町長 中尾 博憲

記

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例